

協議第56号

「事務組織及び機構の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成17年5月16日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永正太

協定項目	事務組織及び機構の取扱い
調整内容	<p>事務組織及び機構の取扱いは、合併の趣旨を踏まえその効果を最大限に生かすため、組織・機構の統合一元化を進めるものとし、事務の合理化（行財政改革）と住民の利便性（サービスの維持・向上）の均衡を図るとともに、次の事項を基本として整備するものとする。</p> <p>（1）新町の庁舎の方式は分庁方式とし、2町の庁舎を分庁舎として有効活用する。</p> <p>（2）2町の庁舎に総合窓口を設置し、住民サービスの向上に努める。</p> <p>（3）新町の実務組織及び機構は、次の方針に基づき合併までに調整する。</p> <p>住民が利用しやすく、住民の声を的確に反映することができること。</p> <p>運営の合理化を図り、簡素で効率的な事務組織、機構とする。</p> <p>指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確なこと。</p>
具体的調整内容	別紙「新町行政組織・機構図」のとおりとする。

（第5回協議会〔平成16年12月16日〕確認済）

協議第57号

「慣行の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成17年5月16日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永 正太

協定項目	慣行の取扱い
調整内容	町章、町の花、町の木及び町民憲章は、新町において定める。
具体的調整内容	町章は、公募を行い、協議会において選定し、合併の日に定める。 町の花、町の木及び町民憲章は、合併後に定める。

(第1回協議会〔平成16年11月15日〕確認済)

事務事業の調整要領

(1) 基本方針

一体性確保の原則	新町に移行する際、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。
住民福祉向上の原則	住民サービス及び住民福祉の低下を招かないように、合併効果の確保に努める。
負担公平の原則	使用料や手数料など直接住民が負担するものについては、不公平感を与えないよう努める。
健全な財政運営の原則	健全な財政運営に努める。
行政改革推進の原則	事務事業の見直しに努める。
適正規模準拠の原則	自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

(2) 事務事業調整項目のランク分け

A・・協議会へ報告等（合併協定項目）

合併協定書に記載されている新町の制度の基本的事項や住民生活に直接関わる項目。

新町の制度の基本的事項

国県事業、市町村単独事業を問わず、住民サービスに関し新町の施策の根幹に係る項目

その他必要と思われる項目

これまでの協議会での調整内容によりA1～A3へ分ける。

B・・幹事会にて確認

施策実施上、予算の執行を含め、効率的・効果的な判断を要する項目等で、助役を含めた幹事会で調整すべき項目

国、県、市町村の事業の採択、継続等について判断を要する項目

各分野の施策として事業補助金の交付に係る項目

その他必要と思われる項目

C・・部会にて確認

予算にあまり影響がなく、担当の専門部会で事務的に調整できる項目

国県市町村の事業で、当然に必然的に処理しなければならない事務処理的項目

制度上、当然に事務事業として処理すべき項目

市町村が行っている事業で、合併後の事務手続の統一化に係る項目

D・・調整必要なし

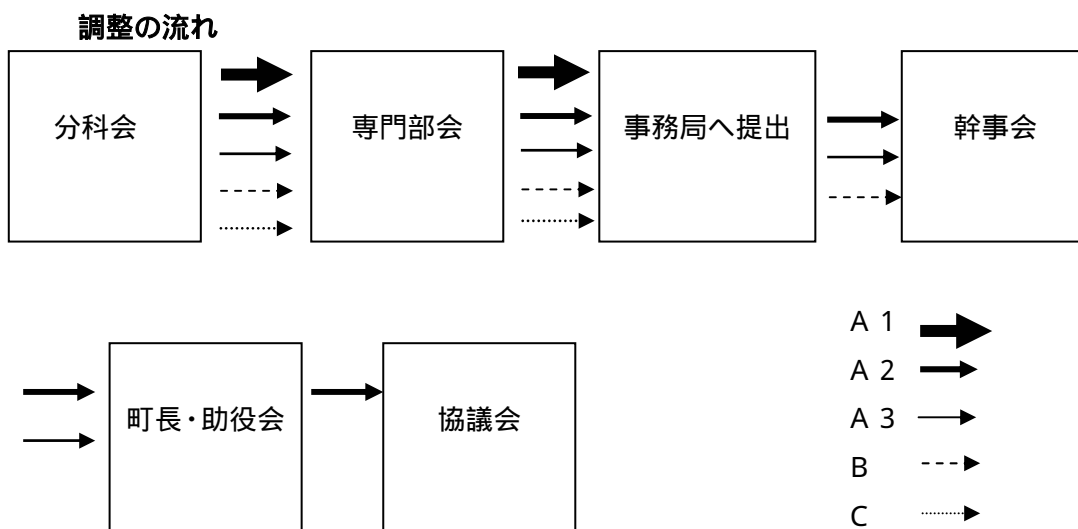
(3) 調整にあたっての留意事項

視点

ア 予算要求の視点

イ 例規等（条例、規則、訓令、告示、要綱、規程等）整備の視点

ウ 事務遂行（流れ）の視点



事務事業調整項目の分類

ランク	ランク基準		報告、確認	項目数	備考
A	合併協定項目	合併協定書に記載されている新町の制度の基本的事項や住民生活に直接関わる項目。 新町の制度の基本的事項 国県事業、町単独事業を問わず、住民サービスに関し新町の施策の根幹に係る項目 その他必要と思われる項目			
A1	既に協議会で、調整内容を確認済			32	協議会へ報告の必要はないが、事務を行う上で調整が必要と思われる。
A2	「合併までに調整する」		町長・助役会後、協議会へ報告	199	
A3	「合併後速やかに調整する」 「合併後調整する」他	町長・助役会後、必要に応じ協議会へ報告	22	合併後の方向性等を報告する必要あり	
B	幹事会(助役)への報告が必要と思われるもの	施策実施上、予算の執行を含め、効率的・効果的かの判断を要する項目等で、助役を含めた幹事会で調整すべき項目 国、県、町の事業の採択、継続等について判断を要する項目 各分野の施策として事業補助金の交付に係る項目 その他必要と思われる項目	幹事会にて確認	243	
C	部会にて調整が可能であり、部会判断でよいもの	予算にあまり影響がなく、担当の専門部会で事務的に調整できる項目 国県町の事業で、当然に必然的に処理しなければならない事務处理的項目 制度上、当然に事務事業として処理すべき項目 町が行っている事業で、合併後の事務手続の統一化に係る項目	各部会にて確認	260	
D	調整の必要がないもの			93	

具体的調整の提案時期及び内容

協議会提案	No	協定項目	主な内容
5月 (第11回)	14	事務組織及び機構の取扱い	新町の事務組織及び機構
	16	慣行の取扱い	町章
7月 (第12回)	9	地方税の取扱い	都市計画税、納期
	21	使用料・手数料の取扱い	窓口業務関係手数料、占用料
	28	高齢者福祉事業の取扱い	各種事業における利用者負担金
	29	児童福祉事業の取扱い	保育料
	30	社会福祉事業の取扱い	障害者福祉事業 等
	32	保健衛生事業の取扱い	各種保健事業
	33	ごみ対策・環境保全の取扱い	ごみ処理手数料
	34	農林事業の取扱い	有害鳥獣対策事業、直接支払制度、土地改良事業負担金 等
8月 (第13回)	19	行政区の取扱い	区行政委託料、自治公民館運営費補助制度
	22	消防・防災事業の取扱い	消防団員の報酬・出勤手当・福祉共済掛金、地域防災計画
	24	国民健康保険事業の取扱い	高額医療費貸付制度
	26	広報・広聴の取扱い	広聴制度、情報公開制度、個人情報保護制度
	35	商工観光事業の取扱い	有田町中小企業緊急融資制度
	40	下水道事業の取扱い	受益者負担金前納報奨金制度、合併処理浄化槽設置補助制度 等
	41	学校教育の取扱い	私立幼稚園就園奨励補助
10月 (第14回)	5	財産の取扱い	地域限定基金
	10	一般職の職員の身分の取扱い	職制、任用要件、給与
	12	特別職の身分の取扱い	特別職の職員の定数・任期・報酬
	13	条例・規則等の取扱い	条例・規則(専決・暫定・逐次)
	15	一部事務組合等の取扱い	一部事務組合の解散・脱退・加入
	17	町名・字名の取扱い	字の名称・区域
	18	補助金・交付金等の取扱い	補助(交付)基準
	20	公共的団体等の取扱い	公共的団体等の統合整備方針
	27	電算システム・情報通信関係の取扱い	住民サービス電算システム、内部事務電算システム
12月 (第15回)	36	交通関係事業の取扱い	コミュニティバス運行事業
	9	地方税の取扱い	納税貯蓄組合制度
	16	慣行の取扱い	宣言、表彰制度、名誉町民制度
	19	行政区の取扱い	行政区、自治公民館建設補助金
	21	使用料・手数料の取扱い	各種施設使用料
	22	消防・防災事業の取扱い	消防団組織、消防団員の任期・定年制・表彰規定
	23	国際交流事業の取扱い	姉妹・友好都市、各種国際交流事業
	24	国民健康保険事業の取扱い	あんま・はり・きゅう施術支給事業、人間ドック・脳ドック助成事業 等
	28	高齢者福祉事業の取扱い	敬老会、百歳祝い事業、敬老祝金支給事業
	29	児童福祉事業の取扱い	放課後児童健全育成事業
	30	社会福祉事業の取扱い	戦没者追悼式
	32	保健衛生事業の取扱い	健康診査
	33	ごみ対策・環境保全の取扱い	リサイクル事業
	34	農林事業の取扱い	水田農業構造改革対策事業、農業生産組織育成事業 等
35	商工観光事業の取扱い	貸付制度、融資制度、表彰制度、利子補給制度、企業誘致事業	
37	建設関係事業の取扱い	都市計画区域、町道認定基準	
39	上水道事業の取扱い	水道料金、加入金、手数料、取りまとめ手数料、水道事業計画	
40	下水道事業の取扱い	各事業の使用料・負担金・加入金・納入方法	
41	学校教育の取扱い	育英資金・奨学資金貸付制度	
43	生涯学習・スポーツ事業の取扱い	生涯学習イベント・講座、スポーツ行事、青少年国外研修事業 等	